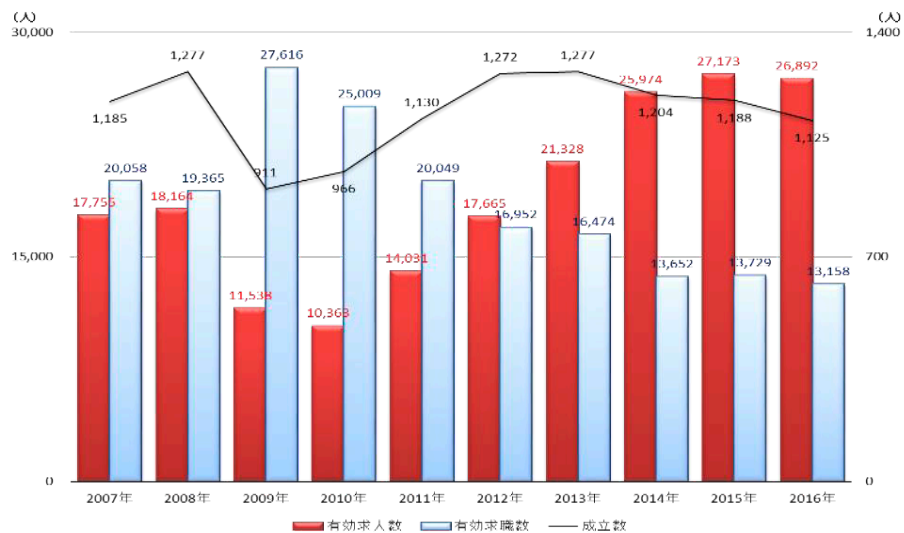
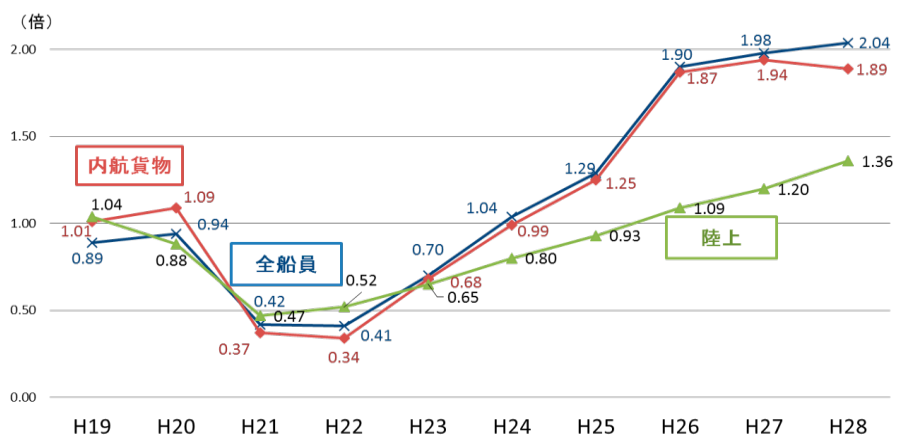


図表Ⅱ-3-3 船員職業紹介状況の推移



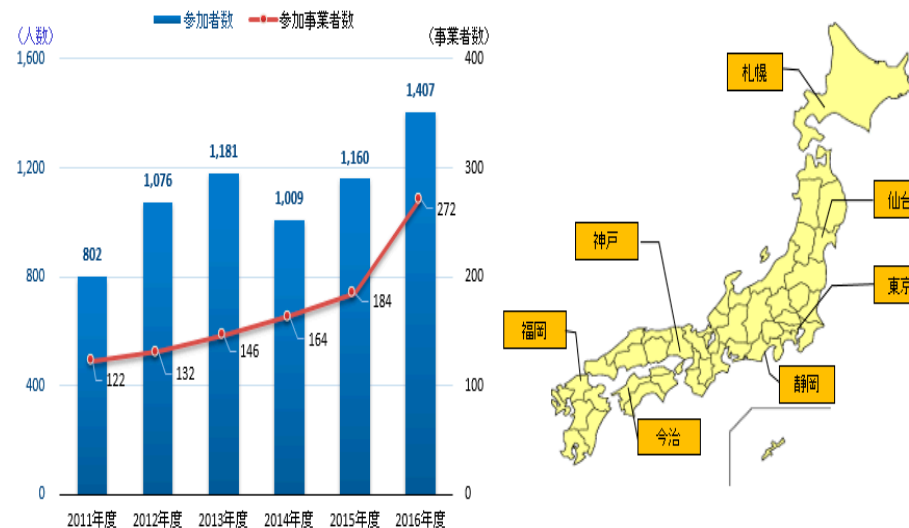
図表Ⅱ-3-4 船員の有効求人倍率の推移



地方運輸局では、窓口での職業紹介業務の他、船員を目指す学生等をターゲットとした企業説明会及び就職面接会等〔めざせ！海技者セミナー〕(図表Ⅱ-3-5)の開催や、退職海上自衛官を対象としたセミナー等を実施し、効率的かつ効果的な就職支援を行っている。

2016年度のめざせ！海技者セミナーは、札幌、仙台、東京、静岡、神戸、今治及び福岡の7箇所において開催し、計272事業者と1,407名の求職者及び学生が参加した。近年、参加した事業者・求職者ともに増加傾向にあり、そのニーズが高まっている。

図表Ⅱ-3-5 海技者セミナーの参加者数、参加事業者数、開催地



② 船員派遣事業制度

海上労働力の円滑な移動を促進するため、2005年に船員派遣事業制度を創設し、期間の定めのない常用雇用の船員のみ派遣することが可能となった。

船員派遣事業を行うためには、国土交通大臣の許可を必要とし、2017年4月1日現在、304事業者が許可を受けており、2015年度に船員派遣された船員は、延べ1,092人(対前年度比5.5%増)であった。

第2節 独立行政法人による船員の教育・育成

我が国において海上輸送は国民生活・経済に重要な役割を果たしており、船員は、我が国海運を支える人的基盤である。今後、生産労働人口の減少が見込まれる中、高度な技術者である船員の確保・育成は、海運の安定性・安全性・信頼性の確保、海技の世代間の安定的な伝承等の観点から、「海洋国家」である我が国にとって、益々その重要性が高まっている。

このため、海洋基本法において、船員の確保・育成は、国が講ずべき措置として明確に位置づけられており、海洋基本法に基づく「海洋基本計画」（2013年4月閣議決定）において、船員の確保・育成のための諸施策がとりまとめられている。

このような中、海技教育機構では、統合効果を発揮し、海運業界等のニーズに応じた船員を養成するため、主に次の政策実施機能や、業務の質の向上に取り組んでいる。

①座学教育と航海訓練の一体的実施

各学校での座学教育と大型練習船による航海訓練について、教育内容の高度化とともに、海上勤務の特殊性を背景とした資質の向上を図るため、以下の取組を行っている。

・座学教育と航海訓練の連携による効率的かつ効果的な教育を実施するため、一貫性のあるカリキュラムへの見直しを行うとともに、統一資質基準システム（QMS）の適正な運用に努めている。

・リソース（教材・設備・教員）の有効活用を図るため、教材の統一的使用、施設・設備の相互活用及び教育手法の共有方法の確立に取り組んでいる。



座学教育の様子



航海訓練の様子

②海事広報の推進

船員志向の高い人材の確保・育成に向け、広報活動に積極的に取り組むとともに、外部機関との連携をより充実・強化し、多方面から船員を目指す人材の確保を図るため、以下の取組を行っている。

・各学校では、中高生を対象に、校内設備を活用したオープンキャンパスを開催し、操船シミュレータによる操船体験や、ロープワーク教室の実施等、実際の教育内容に触れる機会を設け、生徒・学生の募集活動に努めている。

・海運業界をはじめとする各関係機関と連携を図り、寄港地において、帆船を中心とした大型練習船の一般公開を実施するとともに、地元の海洋少年団や小中学生等を対象としたシップスクールを開催して、船に対する興味・関心の醸成に努めている。また、

船員という職業への理解増進のため、中学校等の教員を対象に、大型練習船を活用した見学会を開催している。

・プレゼンス向上のための新たな取り組みとして、海技教育機構監修の下、練習帆船（日本丸及び海王丸）のカレーを忠実に再現した「JMETS 練習船カレー」が発売された。これによって、海技教育機構の任務、その重要性について、広く一般の方々の理解・関心に繋がることを期待される。（詳細は61ページのコラム参照）



練習帆船海王丸出航時の登し礼の様子

第3節 労働環境の整備

（1）適正な労働条件を確保するための取組

① 海上労働条約の改正に伴う船員法改正

船員の労働時間、休日、賃金等の労働条件等については、その海上労働の特殊性を踏まえ、一般労働者を対象とした労働基準法とは別に、船員法において必要な基準を定め、船員の適正な労働環境の確保を図っている。

船員法では、船員の労働条件の改善を目的とした海上労働条約に基づき、国際航海に従事する500トン以上の日本船舶の船舶所有者に対し、船員の労働条件等に関する法定検査（海上労働検査）受検の義務付け等を行ってきたところである。

今般、海上労働条約の改正に伴う船員法の改正を行い、さらなる船員の労働環境の保護が図られることとなった。